**第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会　第４回会議概要**

日時：　平成27年9月7日（月）午後１時30分から午後3時30分

会場：　新宿区役所本庁舎　５階大会議室

１　開　会

（１）定足数を確認し、会議の成立を報告した。（出席委員8名）

（２）所属先が変更となった委員の紹介があった。

２　議　事

（１）これまでの流れについて

平成25年度　 第1回策定委員会、第2回策定委員会を開催した。

生活困窮者自立支援法の公布に伴い、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「国の基本方針」という。）が改正される運びとなったため、第3回策定委員会の日程を延期することとした。

平成26年度　 　生活困窮者自立支援法の施行に向けて、国の基本方針の改正や東京都の「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）」（以下、「東京都の実施計画」という。）の再改定による、素案の大幅な変更が見込まれることとなった。そこで、第3回策定委員会を開催し、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」でのホームレス状況と進捗状況を整理、確認し、国や東京都の動向が明らかになり次第、作業を再開できるよう準備することとした。

平成27年度　 　生活困窮者自立支援法が施行となり、その直前に国の基本方針の改正が公表され、ホームレス対策は「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を活かしながら、「生活困窮者自立支援法」で行うことが明らかとなった。

　　　　　　　　また、東京都の実施計画が再改定され、国や東京都の動向が明らかとなったため、素案のたたき台を作成し、審議することとした。

（２）素案について

　ご意見シートで寄せられた委員意見を踏まえて、素案たたき台に沿って素案内容を検討した。

第Ⅰ章　計画改定の基本方針

１　改定の基本方針

（１）第Ⅱ期推進計画を基本的に継承する。

（２）固定化・定着化が進む高齢層への支援、若年層に対する支援、再路上化の防止

　　　の３つのポイントを中心に改定する。

２　計画の位置づけと計画期間　計画の根拠となる「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の期限を踏まえて、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

３　ホームレスの定義とタイプ　ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人も含めて、不安定就労による見えにくいホームレスも対象とする。３つのタイプ別の支援については、第Ⅱ期推進計画の考え方をそのまま継承し、引き続き実施する。

（委員から）

（委員から）

①　若年層には40歳前後と20歳前後の層があり、一括りに若年層とすると混乱が生じる。「若年化しつつある層」等の表現がよい。また、若年層＝見えにくいホームレスではないと思う。

②　欧米でのホームレスの若年化は10代前半を指すが、日本では10代のホームレス状況があまり見えない。年齢はあまり明確にしない方がよいと思う。

〔委員長から〕

■用語に関する委員のご意見は、できるだけ素案に反映する方向で考えたい。

第Ⅱ章　ホームレスの現状

１　新宿区のホームレス数の推移

　　　東京都路上生活者概数調査では、最も多かった平成16年8月の1,102人から直近の平成27年1月の70人まで減少している。

２　自立支援センター利用者の変化

　　　入所者の年齢層は30代までと40代、50代がおおむねの柱になっている。入所直前の居住地は、平成20年度頃は路上・道路が約半数あったが、平成26年度には24.8％まで減少している。また、若年の利用者が就労自立に結びついていかない傾向が見られる。

（委員から）

　①　グラフの読み方がわかりにくい。

　②　住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法の施行によって使い勝手に変化が見られたか。

　③　「とまりぎ」の病院等への同行の減少は、区や関係機関と連携して、生活の安定につなげた成果といえる。今後も福祉事務所と連携し、相互に補うような支援を継続していきたい。

〔委員長から〕

　■グラフの説明については、「その他」に例示や内訳を入れるなどわかりやすい表記にしたい。

（事務局から）

　■住居確保給付金は、以前と同様の仕組みなので、現場感覚では使い勝手が良いとはいえない。

　　第Ⅲ章　これまでのホームレス問題への取組と課題

　　第Ⅳ章　ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

　　　第Ⅲ章と第Ⅳ章は一体のため，一括審議としました。

１　第Ⅲ章　第Ⅱ期推進計画の全事業を現状、成果、課題、今後の方向性の４段階で検証・評価し、その方向性を踏まえて、第Ⅲ期で取り組む事業を第Ⅳ章で整理した。

２　第Ⅳ章　新宿区、東京都、国の役割を踏まえながら第Ⅱ期の「八つの基本施策」にそって、段階的に事業内容を定義している。夜間に集まるホームレスの把握や再路上化を防ぐ支援の強化等、課題認識を持ちつつ、これまでの取組を引き続き継続していきたい。

（委員から）

①　全体的にやわらかい表現がよい。用語や言い換え等はわかりやすい表現にしたほうがよい。

②　「公共施設の適正管理」については、排除と見られないように表現の工夫が必要と思う。

③　「ホームレスのタイプ」は、修正したほうがよいと思う。

④　30代、40代は再路上化の防止が柱となる。意外と大きな問題は高齢層の住宅問題と思う。

⑤　都区共同の自立支援住宅の活用等、東京都レベルで住宅支援の大きな枠組みづくりが必要。

⑥　住まいと生活支援を地域の中でどのように包括できるかが課題と思う。

⑦　高齢で要介護となり、宿泊所等で暮らせない人が増加する。その受け皿としてまちカフェサロンや空き家の活用がある。若者と交流しながら一般高齢施策に移行する必要性を感じる。

⑧　最期まで暮らせる居住支援が必要。若年ホームレスの特性に沿った支援も課題である。

⑨　「見えにくいホームレス」の定義がわかりにくい。

⑩　就労支援の成果や実際の状況を知りたい。

⑪　まちカフェには、高齢者だけでなく若い人も来てくれた。効果を実感している。まちカフェのようなシステムをもう少し機能させて、ホームレスと地域の交流が図れたらよいと思う。

⑫　新宿区の取組状況があまり知られていないと思う。

⑬　高齢で住み続けるのが難しく、受入先のない人がホームレス状態にならないか心配である。

〔委員長から〕

■「見えにくいホームレス」については、用語の定義を整理したい。

■「ホームレスのタイプ」や「住宅資源」等は大事なので、さらにご意見をお願いしたい。

〔自立支援センター新宿寮の就労支援状況について：鈴木副委員長〕

①入所後、約80％が自立支援事業に移行し、技能講習や体験講習を経て求職活動に入る。

②ハローワークから職業相談員が派遣され、施設内でハローワークとほぼ同じ支援を行っている。常用の仕事が難しい人には、東京ジョブステーションを介して就労支援を行っている。

③職種としては、警備や清掃、飲食業が多く、求職活動に入った人の約70％が就労している。

　就労しても自立に結びつかない人が若い世代に多く見受けられ、かなりの支援が必要と感じている。

第Ⅴ章　計画の推進等

１　計画期間　平成27年度から平成29年度の3年間とし、必要に応じて見直しを行う。

（１）「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」：平成29年8月に失効（予定）。

（２）「生活困窮者自立支援法」：施行後、3年をめどに内容を見直すことが規定されている。

（３）現在の「新宿区総合計画」の計画期間が平成29年度までとなっている。

２　今後の計画に対する新宿区の考え方について

（１）「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」失効後も「生活困窮者自立支援法」のもとで所要の見直しを行いながら、ホームレスの自立支援を推進していきたい。

（２）新宿区の総合計画は、地域福祉計画を取り込んだものとなっている。次期策定時には引き続きホームレスを含む生活困窮者への施策を取り込んだものとしていきたい。施策をさらに具現化するための実行計画の策定については、現行の第二次実行計画と同様に盛り込んでいく手続きに入っていきたい。

〔委員長から〕

　　素案はパブリック・コメントで広く意見公募し、その内容を事務局が整理して素案に反映したものを最終案としたい。次回の策定委員会で最終案を確認し、区に報告ということになる。

（３）今後のスケジュールについて

　　生活福祉課長が「10月15日から約1か月間、パブリック・コメントによる意見公募を行う。寄せられた意見を踏まえて第5回策定委員会を12月に開催し、最終案をご確認のうえ区長に報告いただきたい。最終案は区で手続きを踏んで、1月には決定・施行したい。」と説明した。

〔委員長から〕

■　今日のご意見を反映した素案を事務局と正・副委員長で作成し、パブリック・コメントにかけたい。公募意見を反映した修正版を皆様に見ていただき、確定版として12月の策定委員会で最終確認したい。

■　先ほど「ホームレスのタイプ」等についてご意見があったが、大幅な変更は難しい。委員長としては、一番現行案に近い形で若干の修正を行い、本文に反映させることとしたい。

■　委員から、委員長意見に賛成する、タイプ3分類は引き続き継続する、タイプ分けを全面に出さず、個別に判断をしていくという位でよいという意見があった。修正は正・副委員長と事務局に一任とし、委員意見を反映したものをパブリック・コメントにかけることとする。

３　次回日程

　平成27年12月18日（金）午後2時から午後4時　新宿区役所本庁舎5階大会議室（予定）

４　閉会（午後3時30分）